

第 15 回岩手県政府調達苦情検討委員会 会議録

1 日時

平成 26 年 3 月 18 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分まで

2 場所

岩手県公会堂 11 号室

3 出席者

（委員）

大和久 政 也

東海林 智 恵

田 村 賢 一

中 野 智

宮 本 ともみ

（事務局）

熊 谷 俊 巳 岩手県会計管理者兼出納局長

小 原 博 出納局指導審査課長

佐々木 昭 司 出納局指導担当主任主査

佐々木 晃 出納局指導担当主査

佐 藤 恭 子 出納局指導担当主査

4 会議の概要

(1) 開会

〔小原指導審査課長〕

ただいまから、第 15 回岩手県政府調達苦情検討委員会を開催する。はじめに、本委員会は、委員全員の出席があることから委員会要綱の規定どおり開会することができることを報告する。それでは、熊谷会計管理者兼出納局長より、ご挨拶申し上げます。

(2) 会計管理者挨拶

第 15 回岩手県政府調達苦情検討委員会の開会にあたり、挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところ、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。また、本委員への就任にあたっては、快くお引き受けいただき、感謝申し上げます。

まず、東日本大震災津波の発災より 3 年となった。大震災津波で貴い命を落とされた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。県としては、本年を、基盤復興から本格復興の段階に進む「本格復興推進年」と位置付け、復興を強力に推し進めてゆくところ。これからの復興の推進と連動して、今後さらに政府調達契約に該当する案件も増加するものと想定している。

さて、国における政府調達に関する協定の動向についてであるが、平成23年12月に14年間にわたるWTO政府調達協定改正交渉が妥結されたことを受け、昨年12月に国会で承認され、今月7日には政令改正が閣議決定されたところである。

その他詳細については事務局より説明するが、各国が国際調達を約束する公的機関を拡充するとともに、調達の範囲をひろげ、更なる公的調達市場が創設されることになったことと、電子的手段の利用の推奨等、より効率性を重視した国際的ルールが規定され、今後運用されることとなるものである。

今後、災害からの復旧・復興事業の進捗が一段と加速することに伴い、大規模調達案件の増加や協定改正による調達範囲の拡大等により協定対象案件が増加すると見込まれるが、委員の皆様には、今後2カ年にわたり、ご指導をいただきたいと思っておりますので、特段のご配慮をお願いするとともに、忌憚のないご意見、ご提言をお願いする。

(3) 委員紹介

小原指導審査課長が出席者名簿により各委員の紹介をした。

(4) 議事「委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について」

[小原指導審査課長]

議案「委員長の選任について」であるが、岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱第4に「委員会に委員を置き、委員長は委員の互選とする。」と規定している。委員長の互選の方法について、提案願いたい。

[小原指導審査課長]

特に推薦等がなければ、事務局案としてよろしいか。

[各委員]

異議なし。

[小原指導審査課長]

それでは、事務局案により宮本委員に委員長をお願いしたいがいかがか。

[各委員]

異議なし。

[小原指導審査課長]

宮本委員に委員長をお願いする。

[宮本委員長]

委員の皆さん、事務局の協力を得ながら苦情の検討を真摯に行いたいと思うので、よろしく願います。

それでは、議事を進行する。

委員長職務代理者について、岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱第4の3により「委員長があらかじめ指名」ということであるが、大和久委員にお願いしたいと思うがいかがか。

[各委員]

異議なし。

[宮本委員長]

それでは、大和久委員よろしく願います。

(5) 報告事項（主な質疑事項等の内容）

- 1 報告第1号「平成26年度及び平成27年度に特例政令が適用される予定価格の額について」

[委員]

適用基準額について、以前、為替により変動になると伺ったが、確認のため、その算出方法をお知らせ願いたい。

[事務局]

国際通貨基金において使用する特別引出権の邦貨換算額を算出することとしており、今回の適用基準額改定は、為替レートを参考に政府が決定していると思われるが、具体的な換算方法は明示されていない。

- 2 報告第2号「平成25年度の特典調達契約状況について」

[委員]

平成25年度の特典調達契約の一覧表に記載された契約金額について、適用基準額を下回っているものもあるようだが、これらは対象となるものだったのか。

[事務局]

当該サービスに係る調達において、予定価格を決定したときに、その額が適用基準額以上の場合対象となる。入札等の結果、適用基準額を下回ったとしても、対象となる契約であることに変わりはない。

- 3 報告第3号「平成26年度の特典調達計画について」

[委員]

平成26年度の特典調達計画について、予定であることから、そのとおりにならないことは理解している。この数字は、こういった段階で作成されているものなのか。

[事務局]

現在、県議会において平成26年度の当初予算案を審議頂いているが、当該予算案を作成した段階で計上されている事務事業に基づき調達を予定している特定役務や物品等を積み上げたものである。今後、補正予算等状況の変化により、予定した数字と異なることとなる。

- 4 報告第4号「他県における政府調達に係る苦情申立ての状況について」

[委員]

この調査の対象期間ののち、新潟県と福島県で苦情の申し立てがあったとの口頭による報告があったが、それぞれの件数は何件か。

[事務局]

新潟県と福島県とも1件ずつである。

5 報告第5号「政府調達協定改定議定書の状況について」

(6) その他

〔宮本委員長〕

次回の委員会の開催については、勿論苦情の申立てがあればその都度開催するが、特に協議事項がない場合は委員改選期の開催としたいと考えている。

来年度の調達結果等については、資料提供をさせていただく。